

## 43

## 中浜東一郎と医術開業試験

誌上発表

秋田 博孝

秋田クリニック

明治7年「医制」第37条により国家の試験による医師の開業許可制が採用され、12年「医師試験規則」により全国統一の試験制度を整備した。16年には「医師免許規則」により医師は医術開業試験を受けた者と定め、「医術開業試験規則」が布達され試験主事者と各地の試験委員によって前期試験（物理学・化学・解剖学・生理学）と後期試験（外科学・内科学・薬物学・眼科学・産科学・臨床実験）が年2回各試験場で行われるようになった。中浜東一郎は14年に東京大学医学部卒業後福島県医学校校長兼教諭などを歴任して18年から29年まで内務省衛生局職員として多忙な日々を送っていた。25年4月医術開業試験委員長代理を命じられ（27年9月より医術開業試験委員長）、内務省を辞するまで東京、京都、長崎の試験場へ臨場していた。『中浜東一郎日記』に医術開業試験の景況が記述されており、その内情を知り得る貴重な資料と思われるのでここに一部を紹介する。

25年の第1回長崎医術開業試験で中浜は4月16日に書籍を携帯する者1人及び書付を所持する者1人を退場させたが初めの1人は後期受験人であった。更に17日には前期受験人2人が書紙を携帯しているのを発見して退場させた。1人の所持していた紙は前年当地で下付した用紙であることを発見し、用紙を厳重に取り締まることにした。即ち1人に7枚乃至10枚（問題の多少による）を与え、余分に請求する者には特にその枚数を記載して配布した。18日には試験配布方法を改定し、1人に一定の枚数を与えることは前日の通りで尚紙を請求する者に対しては反古と引換にした。26年の第1回京都医術開業試験では5月12日に前期受験人の1人が便所で化学を記した小冊子を読んでいるのを発見して退場を命じた。27年の第2回東京医術開業試験では10月1日に外科試験が始まると筆記した外科書を携えて入場し対策を記している者を発見して直ちに退場させた。同年10月26日に中央衛生会を開き、試験の際代人となるか、代人を依頼した者は2カ年試験を禁止する諮詢案を議して原案に可決した。不正行為はその後も散見されており40年には3年間の受験禁止となった者もいた。このように不正対策にも腐心しなくてはならなかった訳であるが、大正5年まで行われた医術開業試験の前期・後期試験は問題が難化して合格率は前期・後期共に20%を切り、10%を割り込むことも珍しくなく合格するのは至難であり、受験資格は前期・後期共に1年半以上の修学歴を必要とするだけであったため雑多な受験人の中に不心得者が混在していたものと思われる。

26年4月に行われた第1回長崎医術開業試験では後期試験の結果が頗る悪く学説及第者が僅かに8人であったため45点以上を及第者として悉く実地試験に廻した。その数23人、都合31人であった。また沖縄県より来た生徒は更に採点を寛にすることにした。26日は実地試験を完了したが及第者は甚だ少なく沖縄県受験人の及第者が僅かに2人であり委員に相談することとなった。試験の及第者は前期20人、後期22人であり沖縄県人の及第者は前期0人、後期6人であった。このことから試験委員が沖縄県人の及第者を増やしていたことが分かる。因みに前年度の沖縄県人の及第者は前期24人中4人、後期26人中2人であった。試験中の4月21日に沖縄の某医師が中浜を訪問して沖縄の医事を談じており何らかの影響をもたらしたことも考えられる。26年11月に行われた第2回京都医術開業試験では委員が提出した点数によれば及第者は後期6人、歯科1人だが点数を増加して後期19人、歯科8人に実地試験を行った。試験の及第者は前期35人、後期10人、歯科6人であった。このように試験委員により何らかの事情を参酌して及第者数を恣意的に調整する場合があったことが窺える。